

佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書

令和6年12月26日

佐渡市農業委員会

はじめに

当市の農林水産業は、市民生活に必要な食糧を供給するとともに、その営みを通じて基盤となる農地を保全する等の重要な役割も果たしています。その一方で、農業者の減少や高齢化等により、農業の生産基盤が弱体化し、地域のコミュニティの維持が困難になりつつあります。

また、令和6年7月に念願であった「佐渡島（さど）の金山」が世界文化遺産に登録されたことにより観光客や交流人口が拡大することが見込まれることから、今後ますます当市農産物の供給が必要不可欠となることが想定されます。

このような中、当市農業委員会では、新潟県農業会議の要請決議や農業関係団体・農業経営者の意見要望等を踏まえて、「農業委員会等に関する法律」第38条に基づき、佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を取りまとめましたので提出いたします。

意見を踏まえた施策の実現に向け、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月26日

佐渡市長

渡 辺 竜 五 様

佐渡市農業委員会

会 長 金 田 勝 廣

1 農地等利用最適化推進施策等に関する要望

(1) 地域計画に係る支援について

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、農業を担う者ごとに利用する農地を集約することに重点を置いた「地域計画」が法定化され、令和6年度末までに地域計画を策定することとなりました。

本計画に基づいて行われる農業について、その実施者である農業者が受けられる支援をさらに充実させていただきたい。また、地域計画の見直しや更新にあたっては、農業者の意向が円滑に進むよう支援の充実をお願いします。

(2) 基盤整備の推進について

圃場整備事業として、水田の大区画化や汎用化及び小規模な基盤整備の推進による安定した農業生産の基盤整備について、農業者負担が軽減されるよう市独自の支援策を要望します。

また、基盤整備事業に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから、制度のわかりやすい周知や活用方法など、地域の事業に応じた基盤整備の推進に一層のご支援をお願いします。

(3) 遊休農地の有効利用のための支援について

農業委員会では、農地法の規定に基づいて市内の全農地を対象に年一回農地利用状況調査を実施するとともに、遊休農地があるときは、所有者に対して利用意向調査を行い、遊休農地の発生防止に取り組んでいます。

つきましては、遊休農地の発生防止・解消のため、多面的機能支払制度の活用及び第6期へ向けた中山間地域等直接支払制度の実施集落への継続の働きかけを行い、地域・集落による共同活動の拡充、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用、農福・農商工・農学連携等の対策を戦略的に進めるとともに、農地の集約化等に資する遊休農地については、利用する農業者が遊休農地の解消を迅速に行えるよう解消費用の助成措置や乗用草刈機等の貸出、遊休農地を活用した有機栽培米、高収益作物の生産促進等の対策を講じるようお願いします。

(4) 多様な担い手の確保と育成について

農業従事者の高齢化等による担い手不足など、深刻な担い手不足が現実のものとなってきています。

新規学卒者やリターン就農者、新規参入者など意欲ある多様な農業者の育成・確保に向けた取組として、関係機関や団体と連携のもと、体制強化と促進の支援策を講じるようお願いします。

(5) 新規農業法人等の支援について

令和6年12月に開催しました農業者等との意見交換会において、「地域まるっと中間管理方式」により集落等を範囲として非営利型一般社団法人を設立し、担い手や自作希望者及び農地の出し手など農地所有者全員が会員となり、地域農業の継続を図る方式として提案されました。この方式は、特定作業受託方式をとり自作希望農家は従来どおり耕作を続けることが可能で、耕作できなくなったら、一般社団法人が経営を引き継ぐ仕組みとなっています。総合的に地域づくりに取り組みたい地域に適した方式でありますので、要望のある地域に対し、関係機関と一体となった支援をお願いします。

(6) 魅力ある地域づくりについて

地域農業を将来にまで継続させるためには、魅力ある地域づくりが必要であります。魅力ある地域づくりとは、夢を語る事ができる活動を行い、地域の顔となる地域ブランドを作り出すことにより地域に誇りが持てるようになります。そして、その農産物を消費者に購入してもらい、応援してもらえることが重要です。ついては、農業の継続には魅力ある地域づくりが不可欠であることから、関係機関が地域に入って相談できる体制づくりが重要と考えます。

2 農業振興等に関する要望

(1) 農産物の適正な価格形成について

農業用資材等の価格高騰が長期化する一方で、農産物の販売価格は低迷が続き、生産コストの上昇分は農業者の負担となって農業経営を圧迫していることから、佐渡産農産物のブランド化を図り、消費者の理解が得られる適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりをお願いします。

(2) 地産地消の推進について

本市では米を中心に露地野菜や果樹等多様な農業が展開されており、今後、地域農業が持続的に発展できるよう、市内での農産物の消費拡大の支援をお願いします。

また、直売所などの地産地消、地元スーパー、飲食店、ホテル、自衛隊、学校給食センター、保育園、病院等での市内農産物の利用や販路拡大など、佐渡産農産物の消費拡大を図る施策をお願いします。

(3) 農業用資材・飼料・燃料等価格高騰対策について

国際情勢や為替相場の急激な変動などの影響により農業用資材、飼料、燃料、電気料金等の価格が高騰しています。

現在、国等の支援が行われていますが、市においても農業者の経営を支援する施策をお願いします。

(4) スマート農業における農業技術の促進について

担い手不足や高齢化などによる農業者の減少、農業分野における情報通信技術の進展、食料に対する需要の多様化など農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図ることが必要です。

令和6年6月に施行された「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づくスマート農業技術の導入に向けて、各地域の特性や農業者のニーズに応じた普及が図られる施策を講ずるようお願いします。

また、第6期の中山間地域等直接支払制度で予定されているスマート農業加算へ多くの集落が取り組めるよう働きかけをお願いします。

(5) 先進技術の導入の促進について

地域農業の発展と継続には、先進技術の導入が欠かせないと認識しています。

県内のある圃場では、春の農繁期作業の軽減策として「初冬^{ちよくは}直播」の取組がなされていると新聞報道がありました。

高品質生産や低コスト、繁忙時期の移行などによる先進技術の導入について、研修会や最新の事例を習得できる機会を増加させることを要望します。

(6) 女性農業者が活躍できる環境づくりについて

女性農業者については、地域農業の活性化において重要な役割を果たしています。そこで、女性農業者が地域農業の担い手として活躍できるよう、女性リーダー育成研修会、女性農業者のグループ活動支援、女性農業者の育児と農作業のサポートなど、女性農業者に対する支援を講じるようお願いします。

3 農業委員会活動への協力・支援

(1) 市長部局と農業委員会との連携・協力について

農業委員会は、農業・農業者の公的代表機関としての性格を有しています。

このため、農業委員会等に関する法律第38条では、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められています。

農業委員会が、農業・農業者の代表機関としての役割・機能を発揮するためにも、農業委員等が施策の目的・内容等について深く理解し、市長部局とともに施策の推進にあたることができるよう、施策の企画立案・実施等において農業委員会との連携・協力を努めていただくようお願いいたします。

(2) 農業委員会事務局の体制強化について

農業委員会では限られた人員体制の中で、農地法等に基づく法令事務をはじめ、必須事務となった農地利用の最適化を実現すべく幅広い取り組みを行っています。

また、地域計画の策定と目標達成のための活動についても令和7年度以降に順次増加するとともに、遊休農地対策への対応等についても業務の増加が予想されることから、事務局体制の構築については、人員体制の充実の必要性を認識され、

適切な職員の配置に努めてください。

(3) 農業者年金の加入・全国農業新聞の普及推進について

農業者年金制度は、独立行政法人農業者年金基金法に基づいて、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする公的年金です。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて、農業者年金の加入推進に農業協同組合と連携・協力して取り組んでいることから、農業者年金の加入推進等についてご理解とご協力をお願いします。

一方、全国農業新聞は、農業委員会制度が発足した翌年の昭和27年より農業委員会の組織紙・農業者の情報紙として発行されています。

全国の農業委員会では、農業委員会業務や農政の動きなどについて活発な情報提供活動を進めるため、「農業委員・農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読達成」に向け、組織一丸となって全国農業新聞の普及推進を進めていますので、全国農業新聞の購読等についてご理解とご協力をお願いします。

佐渡市農業委員会事務局

〒952-1292

新潟県佐渡市千種232番地

TEL (0259) 63-5115

FAX (0259) 63-5127

E-mail s-noi@city.sado.niigata.jp